

外来医療計画の策定について

1 概要

国は、無床診療所の開設状況が都市部に偏っており、また、医療機関の連携が個々の医療機関の自主的な取り組みにゆだねられている現状を踏まえ、医療法を改正し、都道府県は医療計画の一部として「外来医療計画」を本年度中に策定することとされた。

計画では、外来医療機能に関する情報を可視化し、その情報を新規開業者等へ情報提供することで、地域で不足する医療の提供を促すとともに、外来医療機関間での機能分化・連携の方針等を決定し、医療機関間での連携を促進させることが求められている。

なお、計画期間は3年（2020年度からの最初の計画のみ4年）となり、期間ごとに計画を見直す。

2 計画に盛り込むべき事項（ガイドラインより）

(1) 外来医療の提供体制の確保について

- ア 二次医療圏ごと「外来医師多数区域[※]」の設定（外来医師の偏在状況の可視化）
- イ 新規開業者等への「外来医師多数区域」等に関する情報の提供
- ウ 外来医療に関する協議の場の設置
- エ 外来医療に関する協議

- ・地域で不足している外来医療機能の検討
- ・外来医師多数区域における新規開業者への届出の際に求める事項
- ・新規開業者が拒否した場合の協議の場への出席要請と協議の結果の公表

※国が定めた「外来医師偏在指標」において、全国上位 1/3 の医療圏を「外来医師多数区域」に設定

(2) 医療機器の効率的な活用について

- ア 医療機器の配置・保有状況に関する情報の可視化
- イ 二次医療圏ごとの共同利用の方針の策定
 - ・医療機器の配置・保有状況に関する情報
 - ・二次医療圏ごとの共同利用の方針
 - ・共同利用計画の記載事項とチェックのためのプロセス